

物価高対応子育て応援手当

▼対象児童

A 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については10月分)の児童手当の支給

対象児童

B 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童

▼支給対象者

対象児童を養育する父母などで、①～④のいずれかに該当する人

①Aの児童手当を町から受給し

た人(所属庁から受給した公

務員の人で、令和7年9月30

日時点で町に住民登録のある

人を含みます。)

②町でBの出生に係る児童手当

の申請を行い、受給者となつた

人(所属庁から認定を受けた公

務員の人で、認定時点で町に住

民登録のある人を含みます。)

③令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚・離婚調停中

などにより、町で児童手当の受給者となつた人(所属庁から認定を受けた公務員の人で、認定時点で町に住民登録

のある人を含みます。)

※本手当を配偶者などから受け取っている場合や、本手当がすでに対象児童のために費消されている場合を除きます。

④DV被害により町に避難している人、児童手当を未申請の人など

※支給対象者となれる場合がありますので、子育て支援室までご連絡ください。

▼支給額

対象児童1人当たり2万円

▼申請案内

令和8年1月15日時点での住民登録のある高校生年代までの児童がいる世帯には、1月28日(水)

付けでお知らせを郵送しました。

※該当児童を養育しており、お知らせが届かない場合、子育て支援室までご連絡ください。

▼申請が必要な人(公務員など)

公務員などの人、振込口座の変更を希望する人

①通帳など(希望する振込先が分かるもの)

②本人確認書類

③所属庁からの証明(公務員の人のみ)

●児童手当を所属庁から受給の公務員の人

●支給対象者③・④に当てはま

※振込口座の変更または受給の辞退(拒否)を希望する人は手続きが必要です。

▼申請方法

必要事項を記入して、**令和8年3月31日(火)(当日消印有効)**まで窓口または郵送で申請してください。

※3月下旬の出生により申請が必要となつた人は、**出生日の翌日(火)**が申請期間です。令和8年4月1日以後の申請は**窓口のみ**です。

必要事項を記入して、**令和8年3月31日(火)(当日消印有効)**まで窓口または郵送で申請してください。

▼支給予定期

公務員などの人、振込口座の変更を希望する人

必要事項が確認でき次第、支給予定期です。

▼それ以外の人

令和8年1月28日(水)付けのお知らせが届いた人には、令和8年2月24日(火)に児童手当受給口座に支給予定期です。

▼振り込め詐欺などに注意

申請内容に不明な点がある場合、町から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

※不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町の窓口または最寄りの警察に連絡してください。

▼申請・問い合わせ先

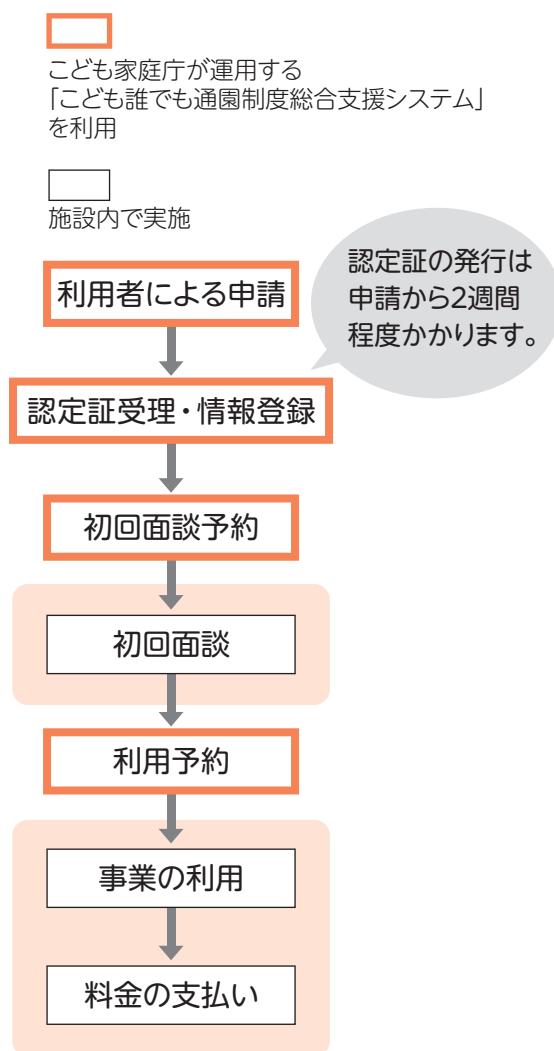
健康福祉課 子育て支援室
26・2248(直通)

本人確認書類

受給を辞退(拒否)する人

4月1日から開始します 吉岡町乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

利用の流れ



全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる制度です。

年齢の近い子どもたちとの関わりを通し、子どもの成長や発達、保護者の育児不安の解消や負担の軽減を目指します。

●対象者

吉岡町に住民登録があり、保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育事業を利用していない、6ヶ月から満3歳未満の児童

●利用可能時間

1人当たり月10時間まで

●実施施設(予定)

町内保育所、認定こども園
※施設によって、利用できる日時や受け入れ可能な月齢が異なります。



▲詳しくはこちら
(町ホームページ)

●利用料金

1人1時間当たり300円
※給食やおやつなどの実費は、別途料金が発生します。

問い合わせ先 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



▲相談窓口一覧
(県ホームページ)

問い合わせ先 健康福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)



ハーフバースデー

生後半年のお誕生日をみんなで楽しくお祝いしましょう！ベビーダンスで親と子のスキンシップをとりながら、離乳食や育児の悩みなどを、同月齢のみんなで共有しませんか？

- 日 時 3月3日㊁ 9:30～11:30
- 場 所 保健センター
- 内 容 ベビーダンス、座談会、記念写真が撮れるフォトコーナー
- 対 象 者 令和7年8月～9月生まれの子とその保護者
- 定 員 親子10組（定員になり次第終了となります。）
- 申込期間 2月3日㊁～2月17日㊁
- 申し込み方法 右記の二次元コードからお申し込みください。
- 問い合わせ・申し込み先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744（直通）



▲申し込みフォーム

3月 保健センター健康ガイド

*やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。
あわせてご覧ください。なお、2月の予定は広報1月号12ページをご覧ください。

内 容	日 時	対 象 者	摘 要
ハーフバースデー	3日㊁ 9:30～11:30	令和7年8月～9月生まれ	内容：ベビーダンス・座談会 ④電子申請で2月17日㊁までに事前予約をしてください。  ◀予約はこちら
ことばの相談	3日㊁ 14:00～16:00	子どものことばの面でアドバイスがほしい人	相談内容：子どものことばに関するこ（発音・ことばの数が少ないなど） 相談員：言語聴覚士 ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
運動発達の相談（作業療法士）	4日㊁ 13:30～16:30	子どもの運動発達の面でアドバイスがほしい人	相談内容：子どもの運動発達に関するこ（ハイハイしない・お座りができないなど） 相談員：作業療法士 ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3歳児健診	6日㊂受付12:50～	令和4年12月11日～12月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
パパ・ママClass	8日㊁ 13:00～16:30	出産予定日が令和8年5月～7月の妊婦とその家族	④先着12組 ④電子申請で2月22日㊁までに事前予約をしてください。  ◀予約はこちら
土日開催 健 康 相 談	8日㊁・14日㊁ 10:00～11:30、13:00～15:00 ※8日㊁・14日㊁は、事業の都合上遊びに利用できません。	健康相談のある人	相談内容：子育て・健康管理・その他健康に関するこ 相談員：保健師
		妊婦	④妊娠届出書
2歳児歯科健診	11日㊁受付12:50～	令和6年2月6日～2月29日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
1歳6ヶ月児健診	17日㊁受付12:50～	令和6年7月28日～8月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
子育て相談会	18日㊁ 10:00～12:00 26日㊁ 14:00～16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容：子どもの発達や子育てに関するこ 相談員：心理士（または保健師） ④健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
10～11ヶ月児健診	19日㊁受付13:00～	令和7年4月1日～4月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
3～4ヶ月児健診	24日㊁受付13:00～	令和7年11月1日～11月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
母 乳 & 離 乳 食 相 談	26日㊁受付 9:30～11:30	乳幼児と親または家族	④母子健康手帳 相談員：助産師・栄養士・保健師 相談内容：授乳（乳房トラブル）、離乳食のことなど

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康No.1ダイヤル24」☎0120-026-103へ！（年中無休・通話無料）
▶問い合わせ先 健康福祉課 健康づくり室 ☎54-7744（直通）